

タイヤ 公取協 だより



miniタイヤ公取協だよりです。

今回の特集では、“日常生活の中でうっかり法律違反になってしまう可能性があること”を紹介いたします。意外と知らなかった法律違反もあるかもしれません。

うっかり法律違反していませんか??

ある日の社内での会話



えっ、社内だけですよ？
外に配るわけじゃないのに…?

びっくりした…

実は、新聞記事には著作権があります。

新聞をそのままコピーして配布・回覧する行為は、社内であっても『複製』や『配布』にあたり、原則として著作権者の許諾が必要なんです。(個人または家庭内の利用はOK)



実際に著作権違反の疑いで書類送検された例があるよ。

事例

新聞記事など無許可でコピーし社内共有か 会社役員ら書類送検——警視庁

日テレNEWS NNN より 2025/5/30(金)

経済情報が書かれた新聞記事などを無断でコピーして、社員らにメールで共有したとして著作権法違反の疑いで、会社役員らの男性らが書類送検されました。

東京・千代田区のコンサルティング会社「ジェイ・ウィル・エックス」の役員の男性と社員の男性は、2023年～2024年にかけて、インターネット上で配信された新聞社や雑誌社5社、16本の記事を許可無くコピーして、グループ会社の社員らにメールで送信するなどした疑いがもたれています。

捜査関係者によりますと、産経新聞や上毛新聞、ファクタ出版などの記事がコピーされ、記事の内容は主に「インフラ」や「経済情報」、「経済と業界の裏事情」など事業に有益な情報が書かれている記事だったということです。

男性社員は情報収集などを担当する部署の所属で、数人の社員と業務の一環として記事のコピーをして、これまでに約1万3000件の記事を共有していたとみられています。(一部抜粋)

簡単に整理すると、こんなイメージです。

× NG	新聞記事をそのままコピーして社内で回覧する
× NG	PDF化して社内共有フォルダに保存する
○ 比較的安全	記事の内容を自分の言葉で要約して共有する
○ 可	新聞社の正式な許諾サービスを利用する

コピーそのものが問題なんだね。



おすすめは次の方法です。

1. 記事を読んだ人がポイントを要約して共有する
2. 見出し+感想・所感として紹介する
3. 新聞社の記事利用サービスを適切に活用する

それなら、すぐ実践できそうですね。

「みんなに読んでほしい」という善意でも、やり方次第でルール違反になってしまうことがあるよ。

“本当に回覧してもよいものか一度確認する”
それが、会社と自分を守る第一歩だね。

ちょっと待って! そのコピー、著作権大丈夫ですか?

これからは、情報共有の仕方も工夫していこう。

はい、気をつけます!

ここまでは、仕事の中で起こりがちな例でした。ここからは少し視点を変えて、会社を離れた“プライベート”での身近な例も紹介するよ。

身近に潜む「うっかり法律違反」いろいろ

1 走行中ダッシュボードに足を乗せる

走行中、助手席の人が足をダッシュボードに乗せると、運転者の視界を妨げるおそれがあります。

この場合、道路交通法の安全運転義務違反とみなされることもあります。

つい楽な姿勢をとりがちだけど、ダッシュボードに足を乗せるのはやめておこうね。

2 ペット犬の登録忘れ・猛暑日の散歩

犬の登録忘れ

生後91日以上の犬は、市区町村への登録が義務付けられています。未登録の場合、狂犬病予防法違反となり、20万円以下の罰金が科される可能性があります。

■ 猛暑の中の散歩

原則としてすぐに違反となるわけではありませんが、状況によっては、動物愛護管理法上の虐待(ネグレクト)と判断される可能性があります。

登録は忘れずに、暑い日は無理をしないことが大切だね。

続きは本誌で! >>>

タイヤ公取協だより No.153のご案内です。

森田先生の知となり山となる話

公取協だより本誌では、この記事の他に森田先生の知となり山となる話 まもる君の目/まも子の目 など様々なコンテンツを取り上げています。会員の方はご覧になってくださいね。

発売後1年経過商品

まもる君の目